

鋸山シンポジウム開催事業業務委託 仕様書

1 委託業務名

鋸山シンポジウム開催事業業務委託

2 委託業務の目的

鋸山は、石切場による採石産業、日本寺における仏教文化など、多様な歴史的・文化的特徴を誇っている。日本遺産「候補地域」認定を契機に、鋸山の新たな活用が求められる。研究者による歴史的・文化的観点と地元事業者による観光活用の観点について議論するほか、地元住民の意識を醸成し、さらなる地域活性化を図ることを目的とする。

3 業務対象区域

日本遺産「候補地域」鋸山（富津市・鋸南町）

4 履行期間

契約日の翌日から令和5年3月20日までとする。

5 業務委託の内容

業務委託の内容は、以下の通りとする。

(1) 鋸山シンポジウム開催事業

地元住民を含め、鋸山についての歴史的知見や研究成果、観光活用の方法などをシンポジウムの開催により普及・啓発を進める。

①鋸山の歴史的に関する講演

鋸山の石切場遺構や日本寺をはじめとした鋸山の構成文化財等について、講師を招き、歴史的な研究成果の講演を行う。

講師については委託者と協議し、適切な人材を選定し、2名程度とすること。

② 鋸山活用のためのパネルディスカッション

鋸山日本遺産「候補地域」の活用のため、パネラーを招き、パネルディスカッションを行う。

歴史的研究者に限らず、地元事業者などを交えてのパネルディスカッションを行い、鋸山について歴史的、文化的な観点と観光活用の観点から、新たな活用の方針について議論する。

6 成果物

(1) 業務完了報告書

本契約に関する成果物は次の通りとする。受注者は成果物の内容、形式等について事前に委託者と協議し、委託者の承認を得てから納品すること。

- ・業務完了報告書 2部 (A4判カラー簡易製本)
- ・上記に伴う電子データ 2部 (CD-R等)

また、以下の項目の内容を必ず記載すること。

- ・鋸山シンポジウム開催事業の内容及び開催についての所見
- ・上記のほか、委託者と協議して必要と認めた事項

① 成果物の帰属

本契約の成果物に関わる権利は、すべて委託者に帰属するものとする。受託者は、委託者の許可なく成果物を複製、公表、貸与又は使用してはならない。

② 成果物に対する責任の範囲

本業務完了後であっても、受託者の過失または疎漏に起因する不良個所が発見された場合は、委託者の指示により、必要な補足・修正を受託者の負担により行うものとする。

③ 成果物の納入場所

富津市下飯野 2443 番地 (鋸山日本遺産「候補地域」活用推進協議会事務局)

7 業務の報告等

(1) 実施状況等の報告

受託者は、委託者の指示に基づき、適宜、委託者に実施状況等を報告すること。

(2) 業務完了報告書

受託者は、業務完了後は、業務完了報告書（冊子及びデータ）を作成し納品すること。

なお、報告書はグラフやデータ、写真等を掲載し、わかりやすくすること。

(3) 業務の確認

委託者は、上記（1）、（2）の報告を受けた時は、速やかに履行状況を確認するとともに、必要に応じて現地確認を行うこととし、受託者は委託者からの求めにより、これに立ち会うものとする。

なお、受託者が行った現地調査の結果、仕様書の内容を満たさない履行状況であると判断した場合には、委託者の指示に従い、受託者は速やかに改善するものとする。

8 個人情報及び情報資産の取り扱い

(1) 秘密の保持

受託者は、本契約の履行に伴い、知り得た業務知識（個人情報及びその他の情報をいう、以下同じ）の一切を他に漏らしてはならない。また、本契約終了または解除後も同様とする。

(2) 情報の第三者への提供の禁止

受託者は、本契約の履行に伴い、知り得た業務内容の一切を第三者に提供してはならない。

(3) 情報の指示目的以外の利用の禁止

受託者は、本契約の履行に伴い、知り得た業務内容の一切を委託者の指示する目的以外に使用してはならない。

9 その他

- ・受託者は、関係法令に則り、適正に業務を遂行すること。
- ・受託者は、業務履行の全部を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、委託者の承諾を得た時はこの限りではない。なお、委託する割合上限についても、委託者との協議により決定する。
- ・受託者は、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、すべての責任を負うものとする。
- ・受託者は本業務を実施するに当たり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに委託者に連絡する。
- ・この仕様書に定めのない事項または業務遂行上、疑義が生じた時は、委託者と協議するものとする。